

	号外	定価1部2円	新年度も目前！新採用職員に「組合は入るものだよ」と自信を持って声掛けし、早く仲間入りを果たそう。	
	昭和34年4月1日	発行所		No.2403
	第3種郵便物認可	盛岡市内丸10番1号		2017年
		岩手県庁内		3月27日
		岩手県職員労働組合		

2017春闘⑤ 3.24公務員連絡会・人事院総裁交渉 人事院「長時間労働は国全体の課題」 ＝退職手当改定は方向性示さず、 全体として不満が残る回答＝

3月24日、公務員連絡会は、春闘の最終局面となる一宮人事院総裁と交渉を行い、4年連続の賃金引き上げ・諸手当の改善、労働時間縮減、退職手当の見直しの方向性等について回答を求めた。



課題を追及する公務員連絡会・石原議長（左）と回答する一宮総裁（右）

賃金・諸手当改善は、「民間企業の給与実態を調査のうえ適切に対処する」とし、労働時間の短縮では、「長時間労働の是正は国全体の課題。組織を挙げて取り組む必要がある」と回答した。引下げが噂される退職手当見直しは「民間の退職金等の実態調査を実施し、調査の集計を行っているところ。見解の表明に向けては職員団体の意見を伺いながら適切に対処」との回答にとどまり、全体として具体的な方向性が示されず、不満が残る結果だった。

公務員連絡会では、人事院の回答を春の段階における交渉の到達点と受け止め、今後の人事院勧告期、確定期に向けて闘争体制を維持・強化するとの声明を発表し、春闘期の交渉を終えた。

注目される退職手当の動向については、3月末までに民間実態調査の結果と人事院の見解が示される見通しであるが、引下げとの見方が強く、内容によっては退職手当の水準維持を求め、取り組む必要がある。県職労は判明次第、概要をお知らせするとともに、生活を守る取り組みを強化していく。

4月から時差通勤・扶養手当が変わります

秋の交渉結果により、4月から時差通勤の拡大（概要は3月17日発行赤粋号外2401号裏面掲載）と、扶養手当の支給額が変更になります。手当の概要を再掲しますので、ご注意ください。

◎扶養手当の見直し（配偶者の手当の引き下げ、子への手当を引上げ。2017年度から段階的に実施）

2017年度（月額） <行政級7級（他の給料表適用の場合は相当職）以下の職員の場合>

・配偶者 13,000円⇒10,000円（2019年 6,500円）・子 6,500円⇒8,000円（2019年 10,000円）

・配偶者がいない場合の扶養親族1人目 11,000円⇒子10,000円・子以外9,000円（2019年6,500円）

【鳥インフル対応】～県職労緊急申し入れ 緊急時でも勤務時間管理の徹底を！ ＝異動にも配慮必要・問題発生時には県職労に相談を＝

年度末の3月23日、県境の宮城県栗原市の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザの感染が確認されたことを受け、当県でも23日夕方から24時間体制での対応に追われている。主な内容は、一関市内3箇所の消毒ポイントでの畜産関係車両の消毒作業、養鶏場の防疫体制の指導強化などであり、多くの職員が従事することになる。



これらの作業は、約3週間と長期間が見込まれること、従事時間が早朝・深夜に及ぶ場合があることから、安全衛生に万全を期し、従事する職員の勤務環境の確保が必要となる。

県職労は24日、当局に対し、鳥インフルエンザ防疫対応に伴う当面の勤務労働条件等の申し入れ（内容は右枠内）を行い、職員の勤務体制の確認を要請した。当局は、この申し入れを関係主管課に周知し、対応を確認した。

消毒などの防疫作業は依然続いており予断を許さない。今後の状況によっては更なる対応を求める必要がある。勤務労働条件で問題が発生した際には、県職労本部又は各支部書記局まで相談を。

勤務労働条件等の緊急申し入れ事項

- 1 防疫作業に従事する職員に係る勤務時間管理の徹底と超過勤務手当の確実な支給を行うこと。
- 2 私用車で旅行を命ずる場合（自運転の場合）で当該旅行が勤務時間外となる場合には、運転業務時間が超勤手当の対象となることを徹底し、適正に支給すること。
- 3 職員への休息、食事・飲料水の確保、健康管理体制等に万全を期すこと。防疫作業に伴う器具などは全て県で準備し、個人負担とならないように措置すること。
- 4 交代要員を十分に配置し、長時間勤務を強いることのないようにすること。
- 5 人事異動対象者が防疫作業に従事したことで、「職員服務規程」に定める着任期間（発令日から1週間以内）では新赴任地への着任が困難な場合には、防疫作業に従事した日数、引継ぎ、転居等の日数を考慮し、着任期間経過後における着任について、柔軟な取り扱いとすること。
- 6 上記のほか、作業に従事する職員の適切な勤務労働条件の確保について万全を期すこと。

人事異動：赴任期間は7日間です

新所属への着任は発令日から1週間とされています。3月8日の人事課長交渉では「円滑な業務の引継ぎを優先し、職員の移転の状況を含め、適切に着任日等を決定いただきたい」と回答を引き出しています。業務の引き継ぎなど、異動手続きをしっかりと行うため、必要な赴任期間を確保しましょう。

県職労総合共済・じちろう共済 住所変更等の手続きお忘れなく！

人事異動等により住所が変わる場合には、県職労総合共済や『住まいる共済』（火災共済・自然災害共済）の住所・建物（保障対象物件）の変更が必要です。この変更を忘れると、いざという時の手続きに時間を要したり、場合によっては保障を受けられないこともあります。

詳しくは、最寄りの書記局にお問い合わせを。